ドイツにおける民事訴訟のIT化と当事者の陳述の構造化ーITを活用した争点整理の可能性と課題ー

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2020-09-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: HONMA, Manabu
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00059401

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



ドイツにおける民事訴訟のIT化と 当事者の陳述の構造化

-ITを活用した争点整理の可能性と課題-

本 間 学

- 一 はじめに
- 二 ドイツにおける電子的法情報交換と訴訟記録の完全電子化
 - 1 法的基盤
 - 2 電子的法情報交換と電子的訴訟記録の相互関係
 - 3 「電子的民事訴訟」の可能性と本人訴訟
- 三 「当事者の陳述の構造化」とコンピュータに支援された争点整理
 - 1 「当事者の陳述の構造化」論とその背景
 - 2 「当事者の陳述の構造化」の具体的内容
 - 3 IT化された民事訴訟における「当事者の陳述の構造化」の課題

四 おわりに

- 1 まとめ
- 2 わが国への示唆

ー はじめに

- (1) 本稿は、ドイツ民事訴訟における電子的法情報交換の導入および訴訟記録の完全電子化の動きと、これとの関係で議論がなされている、当事者に陳述の構造化を義務づける考えとその限界を紹介・検討することで、日本の民事訴訟におけるITツールを最大限活用した審理の将来像、とりわけe提出による、電子情報処理の特性を活かした争点整理の実現可能性を考察するうえでの示唆を得ることを目的とする。
- (2) 周知のように、現在、民事訴訟のIT化に向けた議論が進行中である。本格的な議論の出発点は、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」が

2018年3月に、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―『3つのe』の実現に向けて」(以下「取りまとめ」という)を公にし¹、①e提出、②e法廷、③e事件管理という「3つのe」²の実現に向けた検討課題を提示したことにある。これを受け、研究者、弁護士、司法書士、関係省庁等の関係者をメンバーとする「民事裁判手続等IT化研究会」が、民事訴訟手続を全面IT化した場合の課題やあるべき規律を検討し、2019年12月に「民事裁判手続等IT化研究会報告書」(以下「研究会報告書」という)を公表した³。さらに、2020年2月には、民事裁判手続のIT化に向けた民事訴訟法改正が法制審議会に諮問されており、立法に向けた具体的な検討作業が、目下進行中である。これらの一連の議論の根底には、民事訴訟においてITを十分に活用できるようにすることで、利用者にとって手続を使いやすいものにし、民事裁判の役割である権利実現や紛争解決が、より小さい負担で、迅速かつ実効的に得られるようにするというねらいがある⁴。

この民事訴訟手続のIT化のねらいを実現するためには、これまで紙媒体で行われてきた裁判に必要な情報のやりとりを単に電子的方法に置き換えるだけではなく、電子的方法の特性を最大限に活かす方向で、より効率的、効果的な情報のやり取り、管理、処理を行えるよう制度や運用の改革がなされる必要がある⁵。上記の一連の議論の基本的方向性は、最終的には、そのようなITの効用を最大限活用した民事訴訟手続の実現を目指すものである⁶。そしてそのよう

¹ この取りまとめは、http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdfで関 覧できる (最終閲覧日: 2020年6月17日)。

² この「三つのe」の詳細については、取りまとめ7頁以下を参照。

³ この報告書は、https://www.shojihomu.or,jp/documents/10448/6839369/民事裁判手続等%EF%BC%A 9 %EF%BC%B 4 化 研 究 会%20報 告 書.pdf/f 0 c69150-e413- 4 e26-9562-4 d 9 a7620031bで閲覧できる(最終閲覧日: 2020年 6 月17日)。

⁴ 取りまとめ1頁以下、研究会報告書4頁以下参照。

⁵ 取りまとめ5頁参照。この点を指摘する文献として、福田剛久=笠井正俊「裁判手続等のIT化をめぐって」ジュリ1524号(2018)V頁(笠井発言)、山本和彦「訴訟手続のIT化の意義・具体像と司法書士への期待」市民と法112号(2018)65頁、67頁。また、関戸麦=田中浩之=桑原秀明「IT化による民事裁判の未来像」NBL1119(2018)4頁も、司法・裁判のIT化の目標をこの点に求める。

な方向性の中で将来的には、e提出を導入することにより、一定の入力フィー ルドを設け、そこに必要事項の入力を求めたうえで、情報をデータとして扱う ことも想定されうる⁷。そのような手続が実現されれば、電子データ処理プロ グラムの支援のもとで、当事者間に争いのある事実とそうでない事実を区別す る作業を瞬時に行うことも可能となり⁸、これにより争点整理の効率性が高め られるであろう。さらに将来的には、AIを活用することを通じて、訴状審査 を自動化するといったことも可能となるかもしれない⁹。

(3) ところで、このようなIT化の利便を最大限活用した、電子データ処理プ ログラムの支援による民事訴訟手続を構想しようとするならば¹⁰、訴訟に関す る情報はこのプログラムにより処理可能な状態で裁判所に提出され、電子的な

⁶ 取りまとめ7頁以下参照。研究会報告書7頁も、最終的にはオンライン申立てを原 則義務化する方向性を、同24頁は訴訟記録の完全電子化を提言している。

⁷ このような処理のあり方は、裁判手続等のIT化検討会においても提案されている。 同研究会第5回議事要旨13頁参照。

⁸ 関戸ほか・NBL1119・7頁参照。福田=笠井・ジュリ1524号V頁(笠井発言)も、ITツー ルの活用により、双方当事者の主張や証拠を容易に一覧表にできる点を指摘する。 また取りまとめ13頁は、「争点整理段階で当事者双方の提出する主張・証拠につき、 電子ファイル、クラウド技術等のITツールをより広く活用して、より効果的・効率 的に整理作業を進めることが考えられる」と述べており、本文で指摘した方途を用い る可能性を示唆している。

⁹ この点を指摘する文献として、山本和彦「訴訟手続のIT化の意義・具体像と司法書士 への期待1市民と法112号(2018)65頁、68頁、定塚誠「労働審判制度が民事訴訟法改 正に与える示唆」加藤新太郎=中島弘雅=三木浩一編『現代民事手続法の課題(春日偉 知郎先生古稀記念論文集)』(2019・信山社) 773頁、788頁以下がある。

¹⁰ なお、本稿でさしあたり想定している訴訟におけるITの活用は、裁判官が法的判断 を下す上での支援をITが行うことであり、自律的で汎用型のAIが独自に本案につい ての法的判断を下す、いわゆる「強いAI」までをも想定しているわけではない。本 稿と同様に「ITによる裁判官支援」と「AIによる自律的本案判断」とを区別したうえ で、民事訴訟のIT化を考察すべき旨、主張するドイツの文献として、Vogelgesang/ Krüger, Legal Tech und die Jusitz - ein Zukunftsmodell? (Teil 1), JM 2019, S.398がある。 「強いAI」については、宍戸常寿「ロボット・AIと法をめぐる動き」弥永真生=宍戸常 寿編『ロボット・AIと法』(2018・有斐閣) 167頁以下参照。

訴訟記録として管理される必要がある。ここから、電子データ処理プログラムによるデータ処理が可能な形で、当事者に事実等の陳述を義務付けるべきであるという考えが生じるのは不自然ではない。アメリカ司法におけるXML技術¹¹の活用も、大きな目でみれば、そのような考え方の一つの現れといえるかもしれない¹²。同様の考え方は、わが国の民事訴訟とその基本構造が近似するドイツでも、すでに1990年代に現われ、わが国における要件事実論に相当するリラチオンステクニック¹³に従い当事者の陳述を構造化することを徹底したうえで、コンピュータを活用することが一部の論者¹⁴により主張されていた¹⁵。ドイツでは近年、民事訴訟における電子的法情報交換と電子的訴訟記録の活用が現実のものとなったことを契機に、この考え方は再び注目を集め¹⁶、とりわけ争点整理との関係で、具体的な検討がなされている。他方、わが国では、このような考え方についての民事訴訟法学からの分析は貴重な萌芽的業績がわずかに存在するにとどまり¹⁷、e提出の本人サポートの問題もあるためか¹⁸、本格的な法理

¹¹ XMLとは、テキスト情報に任意のメタ情報を付与するための国際的な規格であり、 このメタ情報には文書全体に関する情報(文書作成日、文書作成者など)や、文書の 一部に関する情報(レイアウト、その部分のテキストの意味など)が含まれている。

¹² アメリカの司法におけるXML技術の活用状況については、上田竹志「司法アクセス とLegal XML」法政研究83巻 $1\cdot 2$ 号266頁以下が詳しい。

¹³ リラチオンステクニックについては、ペーター・ギレスほか「弁論主義とレラチオンステクニック(上)」 判タ491号(1983) 22頁、石部雅亮「『実務法学(Praktische Rechtsgelehrsamkeit)』について」海老原明夫編『法の近代とポストモダン』(1993・東京大学出版会) 137頁以下を参照。

¹⁴ この点については、後述**三2**で詳述する。また、拙稿「ドイツにおける民事訴訟の IT化とその訴訟原則に与える影響」金沢61巻2号(2019) 197頁、215頁以下も参照。

¹⁵ 要件事実により整理された事実がコンピュータでの処理に親和的であることを指摘するわが国の文献として、町村泰貴「コンピュータ時代の民事訴訟」法教244号 (2001) 34頁、定塚・春日古稀・773頁、789頁がある。

¹⁶ ドイツでは「デジタル・リラチオンステクニック (degitale Rilationstechnik)」あるいは「ワンプッシュ請求整理 (Anspruchsbündelung auf Knopfdruck)」という表現がよく用いられているが、この表現自体、かかる動きの背景事情をよく表している。Vgl. *Schäfer*, Der Strukturierte Parteivortrag im elektronischen Rechtsverkehr, Ackmann/Gaier/Wolf (Hrsg.), Gelebtes Prozessrecht, 2019, S. 291.

論的検討にまでは至っていない¹⁹。しかし、(2)で例に挙げたような、ITを最大限活用した民事訴訟を将来的に実現しようとするのであれば、この問題についても考察を深めておくことが必要であろう²⁰。その意味で、ドイツの議論はわが国にとっても参考となるものと思われる。

他方で、かかる問題意識からドイツの議論をみる場合、わが国とは異なりドイツでは、地方裁判所以上の裁判所では弁護士強制主義が採用されている点に留意する必要があろう。というのも、弁護士強制主義を前提に、裁判所に対する訴状その他の書面の提出につき、後にみるように弁護士等の法律専門職に電子的手段の利用が義務付けられているからこそ、当事者に陳述の構造化を要求

¹⁷ そのような先駆的業績として、上田竹志「裁判手続におけるe-filingの課題と展望」法 政研究72巻 4 号 (2006) 250頁以下、同「民事裁判手続のICT化」法時83巻 7 号 (2011) 32頁以下がある。また、裁判手続等のIT化検討会に参加した実務家 (元裁判官)の観 点から、民事訴訟のIT化全体に関する検討課題等をまとめた文献として、福田剛久 『民事訴訟のIT化』(2019・法曹会)がある。

¹⁸ 電子データ処理プログラムの支援による民事訴訟を考える場合、e提出に際して、基本的に可変可能な文字データの利用が前提となる。しかし、当事者サポートに要するコストを考慮すると、e提出を文字データに限定するのは(少なくとも短期的には)現実的ではなく、画像データの利用が実際的である場面が多い。とくに本人訴訟の割合が他国に比して大きいわが国では、この点は無視しえないとされている。この点が、IT化された民事訴訟における当事者の陳述の構造化に関する考察がわが国において必ずしも活発ではない理由のひとつであるように思われる。なお、e提出における本人サポートについて検討する論稿として、垣内秀介「本人訴訟におけるIT化の課題と解決の方向」法時91巻6号(2019)25頁以下、同「オンライン申立ての義務化と本人サポート」ジュリ1545号46頁以下がある。

¹⁹ この点に関し、IDFデジタル・フォッレッシング・コミュニティ 2018における吉峰 耕平報告「民事裁判のIT化とデジタルファースト」のスライドには、IT化後の民事訴 訟では情報システム構築の考察が手続を構想するうえで必要であり、その際、デー タ形式が重要なポイントとなる旨の指摘がある (https://digitalforensic.jp/home/act/ community/community-15-2018/で閲覧できる〔最終閲覧日:2020年6月17日〕)。重要 な視点である。

²⁰ 研究会報告書は、ITツールを十分に活用して計画的かつ適正迅速に紛争解決をするため、「特別な訴訟手続」を設けることを提案している(検討会報告書70頁以下)。この特別な訴訟手続がどのような内容のものとなるかは必ずしも明らかではないが、本稿が想定するような手続を構想するものだとすれば、本稿の検討はこの手続のあり方を考えるうえでも役立つだろう。

できるのかもしれないからである。それゆえ、弁護士強制主義を採用しないわが国の民事訴訟について、ドイツの議論を無条件に参考にすることはできないだろう。ドイツの議論から示唆を得るには、かの地でも弁護士強制主義を採っていない区裁判所での審理との関係で、電子的手段の特性を生かした民事訴訟、および当事者の陳述の構造化に関する議論がどのように評価されているかをみておくべきである²¹。本稿は、この点に留意して検討を行う。

(4) 以下では、以上のような問題意識にもとづき、まず、訴訟記録の電子化と電子的な法情報交換に関するドイツの法的基盤を概観し、電子データ処理に支援された民事訴訟の現況と、その実現が本人訴訟との関係でどのように評価されているかを明らかにする(二)。そのうえで、民事訴訟において当事者の陳述の構造化を義務付ける考え方の基本コンセプト、およびそのような考え方が生まれた背景事情を確認しつつ、その具体的内容を紹介する。その際、リラチオンステクニックに基づいて陳述を構造化するというこの考え方の特徴が、本人訴訟との関係でどのように評価されているのかも明らかにされる(三)。以上を踏まえて、わが国において電子データ処理プログラムの支援による民事訴訟手続を構想する場合に、ドイツ法から得られる示唆を明らかにする(四)。

ニ ドイツにおける電子的法情報交換と訴訟記録の完全電子化

ドイツでは今世紀初頭から始まった民事訴訟のIT化に関する一連の立法の結果²²、2026年には、弁護士訴訟につき、これまで紙媒体で行われていた法的情

²¹ 著者は、拙稿・金沢61巻 2 号 (2019) 197頁以下においても、本稿で検討対象とするドイツにおける当事者の陳述の構造化に関する議論を簡単に紹介しているが、そこでの考察は弁護士訴訟を念頭においた手続構造への影響を中心とするものであり、かつ概括的なものにとどまった。これに対し本稿は、本人訴訟との関係も含め、かかる議論が有する意味と限界を考察するものである。もっとも、考察対象は両者で変わりはないため、本稿は、その内容につき、前稿と一部重複する部分がある。

²² これらの規定の立法の経緯については、拙稿・金沢61巻2号203頁以下を参照。

報のやりとり及び処理は、基本的には、電子的手段によるものに置き換わることになる。かかる改正の目的は、民事訴訟においてITを活用することにより効率的な訴訟を実現することにあり、法はそのために、訴訟における紙形式と電子形式の混在 (Medienbruch)を可能な限り回避しようとしている。もっとも、このような電子的手段を基本とする訴訟コンセプトは、本人訴訟との関係で一定の限界を有する。以下では、これらをみていくことにする。

1 法的基盤

(1) 電子的法情報交換 (Elektronischer Rechtsverkehr) とは、当事者及び裁判所が裁判に必要な情報を電子的手段で相互に伝達することをいう²³。当事者は、ドイツ民事訴訟法 (以下「ZPO」という) 130a条²⁴により、裁判所への書面提出

- ④ 安全な送付方法とは、以下のものである。
 - 1. 送信者がメッセージの送信においてDe-Mail法 4 条 1 項 2 文の意味において安全に登録され、かつ、De-Mail法 5 条 5 項に従って安全な登録と証明された場合のDe-Mailアカウントの私書箱、送信サービス
 - 2. 連邦弁護士法31a条に基づく特別の弁護士電子私書箱又はこれに相応する 法律上の基礎を有する私書箱と裁判所の送受信場所との間での送付方法。
 - 3. 官庁又は公法上の法人の本人確認手続を経たのちに設けられた私書箱と裁判所の孫受信場所との間での送付方法。この場合の詳細は、第2項第2文に基づき法規命令で定める。

²³ Müller, Neue Rechtsbegriff im Zustellungsrecht, NJW 2017, S.2713.

²⁴ ZPO130a条は、以下のように規定する(なお、本稿において訳出したZPOの規定の 訳文は、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法典—2011年12月22日現在—』 を参考に、その後の法改正を反映しつつ筆者が試訳したものである)。

ZPO130a条① 準備書面及びその付属書類、書面でなされるべき当事者の申立て及び陳述、並びに書面により提出された情報、証言、鑑定、翻訳及び第三者の陳述については、以下の各項の条件をみたす場合には、電子文書として裁判所に提出できる。

② 電子文書は、裁判所による処理に適したものでなければならない。連邦政府は、連邦参議院の同意のもと、法規命令により、送付及び処理に適した技術上の枠組条件を定める。

③ 電子文書は、責任者の適格電子署名が付されたものであるか、又は責任者 による署名がなされたうえで安全な送付方法により提出されたものでなけれ ばならない。第一文は準備書面に添付された付属書類には適用しない。

を電子的形式で行うことができ、同130b条²⁵によれば、裁判所は文書の作成を電子的形式で行うことができる。また、文書の送達は、電子的手段を用いて行うことができる(ZPO174条²⁶3項)。以上を前提に弁護士等の法律専門職は、

- 4. 連邦政府の法規命令により、連邦参議院の同意を得て定められた、連邦で統一された送付方法。この方法については、データの信頼及び完全性、並びに障害のないことが保障される。
- ⑤ 電子文書は、裁判所の受信設備への記録と同時に、提出されたものとする。 送信者には受信時刻の確認が自動的に付与される。
- ⑥ 電子文書が裁判所の処理に適さない場合には、そのことが送信者に対して、 到達の無効を指摘し、かつ、利用可能な技術上の枠組条件を遅滞なく通知す べきものとする。送信者が遅滞なく、裁判所の処理に適した形式で文書を事 後的に提出し、最初に提出した文書と内容上一致することを疎明した場合に は、文書は、最初の提出時に提出されたものとみなす。
- 25 ZPO130b条 この法律が、裁判官、司法補助官、裁判所事務課の書記官又は執行官 に対して自筆の署名を規定しているときは、電子文書として記録については、 文書の末尾に責任者がその氏名を付記し、かつ、文書に適格電子署名を付すことで足りる。
- 26 ZPO174条① 書面は、弁護士、公証人、執行官、税理士に対して、又は職務に基づいて高度な信頼が付与されている者、官庁、団体若しくは公法上の施設に対して、受領書と引替えに送達することができる
 - ② 第1項に掲げる者に対しては、書面はファクシミリで送達することもできる。 送付には、「受領書と引替えによる送達」であることを指摘し、発信場所、送達 名宛人の氏名及び住所並びに文書を送付した法務事務官の氏名を示すべきもの とする。
 - ③ 第1項に掲げる者に対しては、電子文書もまた送達することができる。他の手続関係人が電子文書の送付に明確に同意したときは、これらの者に対しても同様とする。電子文書は、第130条第4項の意味での安全な送付方法で送付して、権限のない閲覧から第三者を保護することができる。第1項に掲げる者は、電子文書の送達のために、安全な送付手段を確保しなければならない。
 - ④ 第1項及び第2項に基づく送達の証明のためには、日付及び名宛人の署名を付して裁判所に返送した受領書で足りる。受領書は、書面によって、ファクシミリにより又は電子文書(130a条)として返送することができる。

第3項に基づく送達は、電子受領書により証明がなされる。電子受領書は、XML形式で送付することができる。この点につき、裁判所により送達に構造化されたデータが用いられた場合には、これを用いることができる。それ以外の場合については、電子受領書は、第4文とは異なり、電子文書として送付することができる。

ZPO130d条²⁷により、2022年1月1日以降、付属書類も含めたすべての文書の裁判所への提出につき、技術的な障害がある場合を除き、電子的手段を用いることが義務付けられる²⁸。これらの規定の目的は、司法において伝統的になされてきた紙の書面の交換を、安全な手段によるデータ交換に可能な限り置き換えることで、大量のデータそれ自体を電子的に保存、処理、送信することを可能にし、もって手続の合理化、迅速化を実現する点にある²⁹。

他方、電子的法情報交換が現実に広く利用されるには、裁判所や弁護士が必要な設備を利用でき、かつ文書交換のための統一的技術標準が存在することが前提となるが、前者に関しては、2020年5月現在、少なくとも民事通常裁判権についてはすべての連邦州の州裁判所及び連邦裁判所で必要な設備が用意されているようである³⁰。後者に関してはZPO130a条2項がこれを法規命令で定めるものとし、提出データの形式などに関する必要な法規命令が制定されている。

(2) 訴訟記録は特定の事件に関する記録の総体を意味し、その中には当事者が裁判所に提出した文書も、裁判所が当該事件につき作成した文書も含まれる。

^{27 2022}年1月1日より施行されるZPO130d条は、以下のとおりである。

ZPO130d条 弁護士、官庁又はその職務の履行のために設置された連合体を含めた公法上の法人によって提出された準備書面及びその付属書類並びに書面による申立て及び陳述は、電子文書により送付することができる。これが技術上の理由により一時的に不可能である場合には、この送付は一般規定に基づいて行うことができる。一時的に不能であったことは、代替手段を用いたとき、またはその後遅滞なく疎明すべきものとする。この場合、電子文書を事後的に提出することを求めるものとする。

²⁸ 弁護士が電子的手段を用いて書面を提出する際のツールとして、連邦弁護士会 (Bundesrechtsanwaltskammer) は、連邦弁護士法31a条1項にもとづき、特別の弁護士私書箱 (ein besonderes elektronisches Anwaltspostfach)を弁護士に提供している。ただしこの特別の弁護士私書箱は、本稿執筆の時点では、エンドツーエンド暗号化 (E 2 EE) がなされているわけではないようである。

²⁹ Stein/Jonas/Kern, ZPO 23 Aufl., 2016, § 130a Rn.1; Rosenberg/Schwab/Gottwald, Zivilprozessrecht 18. Aufl., 2018, § 21 Rn. 9.

³⁰ https://justiz.de/elektronischer_rechtsverkehr/index.phpで確認できる(最終閲覧日: 2020 年 6 月17日)。またこのWebページでは、法規命令の内容も公告されている。

この訴訟記録を電子化したものが、電子的訴訟記録(elektronische Akte)であり、その法的基盤を提供する規定がZPO298a条³¹である。訴訟記録の電子化により、個別の書類を容易にモニター上に描出することが可能となるだけではなく、電子的に記録の処理を行うことが可能となる。このような裁判所内での業務効率化の実現が、同条の目的である³²。もっとも設備整備の必要もあったため、最初から導入を義務づける規定が置かれたわけではなく、当初は同条により連邦及び各州に法規命令によって導入する権限が付与されるにとどまった³³。現実の

³¹ ZPO298a条① 訴訟記録は、電子的に処理することができる。連邦政府及び州政府は、その領域について法規命令により、電子記録の作成、処理、保管のために、電子記録の処理を行う時点、並びに、この処理のために適用される組織上・技術上の枠組条件を定める。州政府は、この権限を法規命令により州司法行政庁に委ねることができる。電子記録の許可は、個別の裁判所又は個別の手続に限定することができる。この手段を用いる場合、法規命令において、公告された行政規則により、いかなる手続において訴訟記録が電子的に処理されるかを定めることができる。

①a 訴訟記録は、2026年1月1日以降、電子的に処理される。連邦政府及び州政府は、その都度その領域について法規命令により、遵守すべき障害除去基準を含め、電子記録の作成、処理、保管のために、組織上及び技術状況に相応した技術上の枠組み条件を定める。連邦政府及び州政府は、その都度、その領域について法規命令により、紙形式で作成された記録をそのままの形式で以後も処理することを定めることができる。州政府は、第2文及び第3文に基づく権限を法規命令により民事裁判権を所管する州最上級庁に委ねることができる。連邦政府の法規命令は、連邦参議院の同意を必要としない。

② 訴訟記録が電子的に処理される場合、紙形式で提出され書面及びその他の書類は、その原本の代替のために、技術状況におうじて、電子文書に変換すべきものとする。電子文書は提出された書面及びその他の書類と、形式及び内容面で一致することが保障されるべきものとする。電子文書は、変換に用いられた方式並びに形式及び内容面での一致を証明する変換証明書を備えるべきものとする。責任者による署名がなされた裁判所の書面を変換する場合、変換証明書は、裁判所事務課の書記官による適格電子署名を備えるべきものとする。紙形式で提出された書面及びその他の書類は、返還が義務づけられていない場合は、返還後6か月を経過すれば廃棄できる。

³² Stein/Jonas/Kern, ZPO 23 Aufl., 2016, § 298a Rn. 1 は、(たとえば督促手続において) デジタル化により現に実現している負担軽減作用を踏まえ、訴訟記録の処理に要する費用も同様に削減しようとする国家的な考慮が、同条には存在する点を指摘する。

³³ この点については、拙稿・金沢61巻 2 号207、211頁を参照。

運用も、いくつかの州でのパイロットプロジェクトが実施されはしたが 34 、その導入が広く実現したわけではなかった。しかしこの状況は、今後大きく変容するだろう 35 。2017年に公布された司法における電子的訴訟記録の導入及び電子的法情報交換のさらなる促進に関する法律 36 により、ZPO298a条に 1 a項が挿入され、裁判所は2026年以降、訴訟記録を電子的に処理することが義務付けられる 37 からである。

2 電子的法情報交換と電子的訴訟記録の関係

電子的法情報交換と電子的訴訟記録の導入との間には密接不可分な関係が存在 することは、従来から指摘されおり、この両者が広く利用可能となり、相互に連 動することではじめて、電子的手段の特性を活かした効率的な手続が実現する³⁸。

確かに、電子的法情報交換の導入と電子的訴訟記録の活用は、法的な意味では、必ずしも連動するわけではない³⁹。というのも、すでにみたようにZPO298a条は、裁判所内部における訴訟記録の処理について定めるものであり、

³⁴ そのようなパイロットプロジェクトのうち、パイエルン州ランドハット(Landshut) 地 裁 で の 取 り 組 み を 紹 介 す る 文 献 と し て、*Bausback*, Die Digitalisierung des Zivilprozesses und die elektronische Akt — Ein Erfahrungsbericht aus Bayern: Die E-Akte im Echte-Betrieb beim Landgericht Landshut, AnwBl Online 2018, 392が、マンハイム地 裁での取り組みを紹介する文献として、*Rudolph*, Ein Jahr E-Akte: Gemischte Bilanz in Mannheim, DRiZ 2017, S.194がある。

^{35 2017}年改正後、電子的訴訟記録による処理を加速化させる動きは、すでに一部でみられる。例えばバイエルン州では、先行して義務化される弁護士等による裁判所への電子文書による書面提出と足並みをそろえられるよう、2022年までに可能な限り多くの裁判所の多くの手続で電子的訴訟記録による処理が可能となるよう準備が進められている。Vgl. *Bausback*, AnwBl Online 2018, S.392; s. a. *Bernhaldt*, Die deutsche Jusitz im degitalen Zeitalter, NJW 2015, S. 2775, 2777f.

³⁶ Gesetz zur Einführung der elektronischen Akte und zur weiteren Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs (E-Akte-Gesetz) vom 5.7.2017, BGBI I 2017, 2208.

³⁷ Rosenberg/Schwab/Gottwald, Zivilprozessrecht 18. Aufl., 2018, § 21 Rn. 14; s. a. Korves, Die Zukunft und die Zeit danach – Gedanken zu elektronischem Rechtsverkehr und elektronischer Akte, in: Buchman/Gläß/Gonska/Pfilipp/Zimmermann, Digitalisierung der gerichtlichen Verfahren und das Prozessrecht, 2018, S.41, 43.

ZPO130a条のように、裁判所外での、弁護士ないし当事者と裁判所との間での 法情報交換について定めるものではないからである。このことは、ZPO298a条 が当初、電子的訴訟記録の導入を裁判所に義務付けていなかったことからも伺える⁴⁰。

しかし、電子的な情報通信と訴訟記録との間で、データ形式に断絶が生じることなく、データの相互流通ができなければ、利用者にとって、電子的法情報交換は意味あるものとはならない。このことは、次のような実例からも窺い知れる。すなわち、電子的訴訟記録が完備されていない裁判所では、当事者から提出された電子文書は、プリントアウトされたのち訴訟記録としてまとめられ、相手方当事者への当該文書の送付については、プリントアウトされた文書をもっぱらファクシミリないし郵便を用いて行うという取り扱いがなされていた⁴¹。これでは、電子的法情報交換の制度を導入する意義は大きく損なわれてしまう。それゆえ、電子文書と紙形式の文書が混在する状態が司法において生じることは可能な限り避けるべきである点で、多くの者の見解は一致している⁴²。上述した2017年改正による電子的訴訟記録の義務化は、この点を踏まえたものと考

³⁸ この点を指摘する文献として、*Stadler*, Der Zivilprozess und neue Formen der Informationstechnik, ZZP 111, 2002, S.413, 423; *Hasen*, Durchbruch für den elektronischen Rechtsverkehr?, DRiZ 2012, S. 150, 152; *Bacher*, Das Gesetz für Förderung des elektronischer Rechtsverkehrs, MDR 2014, S.998, 1001; *ders*, NJW 2015, S. 2753, 2758; *Vielhaus*, Die Chancen der E-Akte, DRiZ 2015, S.312, 314; *Korves*, Die Zukunft und die Zeit danach, S.41, 43がある。また、連邦各州の司法行政当局も早くから、裁判所への電子文書の提出は、必然的に電子的訴訟記録の導入につながるという理解で一致していた(Vgl. *Schürger/Kersting*, Einführung der E-Akte-Revolution am Richterarbeitsplatz?, DRiZ 2014, S.92)。

³⁹ Bacher, Der elektronischer Rechtsverkehr im Zivilprozess, NJW 2015, S. 2753, 2758.

⁴⁰ この点を指摘する文献として、Stein/Jonas/Kern, ZPO²³, § 298a Rn. 1.

⁴¹ Vielhaus, DRiZ 2015, S.312, 313; Müller, NJW 2017, S.2713.

⁴² この点を指摘する文献として、Krüger/Vogelgesang, Elektronischer Rechtsverkehr in Verfahren ohne Anwaltszwang – der Justizgewährungsanspruch des Brügers als plaktischer und theoretischer Störfaktor? – Anmerkungen insbesondere aus amtsrichterlicher Sicht, Tagungsband des 18. Internationalen Rechtsinformatik Symposions IRIS 2015, S. 263, 265.

えられる。他方で、電子的法情報交換も、ZPO130d条によりその利用が法専門職に義務付けられ、これにより、不必要なデータ変換を行うことなく、可能な限り広範囲にわたり電子的法情報交換と電子的訴訟記録につきデータの相互流通を行うことが将来的には可能となっている⁴³。

3 「電子的民事訴訟法」の可能性と本人訴訟

(1) 以上のようにドイツ民事訴訟法は、電子的法情報交換と電子的訴訟記録を最大限活用することを通じて、紙中心の訴訟を電子的な訴訟に基本的に転換しようとしている⁴⁴。もっとも、この動きがもつ意味をどのように評価するかについては、理解が分かれる。

一方では、かかる動きにより、従来の紙が果たしていた役割を電子的手段が 担うという形で訴訟は変容するにすぎず、民事訴訟手続の構造自体が大きく変 容するわけではないという評価が存在する⁴⁵。他方で、このような民事訴訟の 変革をより積極的に、電子的手段の特性を最大限活用した、新たな手続を生み 出す契機と捉える評価もある⁴⁶。

後者の理解は、一連の改革の動きを単に紙形式を電子的形式に置き換えたものに過ぎないとみるだけでは、電子的手段の利点を最大限活用することでより迅速な手続を構築することをねらった一連の法改正の意義が損なわれると前者を批

⁴³ Stein/Jonas/Kern, ZPO 23 Aufl., 2016, § 130d Rn. 1.

⁴⁴ *Hänchen/Bommel*, Digitalisierung und Rechtsanwendung, JZ 2018, S.334, 338; *Schäfer*, Der strukurierte Parteivortrag im elektronischen Rechtsverkehr, in: Ackmann/Gaier/Wolf(Hrsg.), Gelebtes Prozessrecht (FS Vorwerk), 2019, S. 291, 293; *Preuβ*, Der elektronische Zivilprozess, ZZP129, 2016, S.421, 423 も、電子的なツールを用いた情報流通が通常形態となることを指摘している。なお、電子的法情報交換が、視覚に障害等を有する者に不利益を与えることのないよう、GVG191a条にこれらの者の権利を保護するための規定が置かれている。

⁴⁵ Preuβ, Der elektronischeZivilprozess, ZZP129, 2016, S.421, 423; Rosenberg/Schwab/ Gottwald, Zivilprozessrecht 18. Aufl., 2018, § 21 Rn. 15.

⁴⁶ *Weller/Köbler*, Verfahrensgrundsätze und Modellregeln für die gründsätzlich elektronische Führung gerichtlicher Erkenntnisverfahren, 2016, 15ff.

判する⁴⁷。前者のように理解する場合、訴訟における情報交換手段として紙形式と電子形式が混在する現状を追認することを許容し、将来的な改革を阻害する方向に傾きやすい⁴⁸。したがって、将来的なビジョンとしてみれば、後者の理解には相応の分があるといえよう。

(2) 他方、電子訴訟の特質を最大限生かすために、訴訟において紙形式と電子形式が併存することを可能な限り回避しようとする後者の理解の貫徹は、電子的法情報交換の使用義務が弁護士等の法律専門職に限定されている点、すなわち本人訴訟にはこれが要求されない点と緊張関係に立つ。ドイツでは、通常民事事件につき、区裁判所では弁護士強制が要求されていない(ZPO78条1項)。したがって、電子的法情報交換の使用義務が一般の当事者に課されないならば、区裁判所の手続では紙形式と電子形式がなお併存することになり、上述した基本コンセプトを貫徹することはできない。

ではこの後者理解は、この問題をどのように考えるのであろうか。この問題にはいくつかの対処法が考えられる⁴⁹が、いずれにせよその完全な解消は現状では難しいというのが大方の見方である。

まず、将来的に当事者本人にも電子的法情報交換の使用義務を課すことが考えられる。しかしこの方途に対しては、基本法上の要請、とりわけ司法保護請求権(基本法19条4項)、法的審問請求権(同103条1項)との関係で疑義が示さ

⁴⁷ Vgl. Kodak, Der Zivilprozeß und neue Formen der Informationstechnik, ZZP 115, 2002, S.455, 456; Socha, Elektronischer Rechtsverkehr – Wann diskutieren wir die eigentlichen Fragen?, ZRP 2015, S.91; Radke, "Die Zukunft hängt davon ab, was wir heute tun" – Auf dem Weg in die elektronische Justiz, JM 2014, S.398, 399; Müller, NJW 2015, S.822; Effer-Uhe, MDR 2019, S.69.

⁴⁸ この点を指摘する文献として、*Effer-Uhe*, MDR 2019, S.69.

⁴⁹ この点につき詳細に検討した文献として、*Krüger/Vogelgesang*, Tagungsband des 18. Internationalen Rechtsinformatik Symposions IRIS 2015, S. 263, 265がある。なお、著者の一人であるクリューガー (*Krüger*) はザールブリュッケン区裁判所副所長であり、同論文はLexis Nexis Best Paper Award Top10に選ばれている。

れている⁵⁰。すなわち、デジタル・デバイドにより、裁判を受ける権利が侵害 されることは許されないという批判である。

そこで、当事者本人の裁判を受ける権利に配慮しつつ、上記の基本コンセプトを貫徹するために、原則として区裁判所も含め、すべての手続を弁護士強制とすることも考えられる51。この方策は、後述する電子データ処理プログラムに支援された民事訴訟において、当事者の陳述の構造化を追求する立場と親和的である。また、本人訴訟では法的評価を欠いた生の事実を主張されがちであり、そのことは裁判所に一定の負担を強いることになるが、弁護士強制は、このような負担の軽減にも資する可能性もある。もっともその実現は、司法財政上の理由から現実には難しいようである52。

他方、将来的には多くの国民がITに習熟し、電子的法情報交換を難なく利用可能となるといった希望的観測も存在する。しかし、ITの進展が常に新たな技術を生み出すことを考えれば、デジタル・デバイドが完全に解消されることは考えにくい⁵³。

そのためかかる問題の緩和策として、さしあたっては電子的法情報交換を利用した手続の訴訟費用をそうでない手続より低額にし、その利用を促進するという提案⁵⁴や、市民が電子的法情報交換を利用する際にこれをサポートする組織等を拡充するといった提案⁵⁵がなされている。

⁵⁰ Stadler, ZZP 111, 2002, S.413, 425.

⁵¹ Greger, Die Zivilprozess auf dem Weg in die digitale Sackgasse, MDR 2019, S. 3439, 3441 は、可能な限り電子的手段を最大限活用した訴訟を実現するために、区裁判所の事件を少額訴訟とそれ以外に区別したうえで、前者については特別のオンライン少額訴訟手続を設け、後者については弁護士強制を導入すべき旨、主張している。

⁵² Krüger/Vogelgesang, Tagungsband des 18. IRIS 2015, S. 263, 265.

⁵³ Krüger/Vogelgesang, Tagungsband des 18. IRIS 2015, S. 263, 265.

⁵⁴ *Herberger*, Zehn Anmerkungen zum "Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten", JurPC Web-Dok. 81/2013, Abs. 59.

⁵⁵ Krüger/Vogelgesang, Tagungsband des 18. IRIS 2015, S. 263, 266.

三 「当事者の陳述の構造化」とコンピュータに支援された争点整理

二でみたようにドイツでは、一連の法改正により電子データ処理に支援された民事訴訟を実現する法的基盤が整った。他方、すぐ後でみるように、従来から問題とされていた当事者の書面が十分に整理されていないことによる審理期間の長期化は、第70回ドイツ法曹大会における「当事者の陳述の構造化」に関する提案につながり、これが電子的手段を用いた訴訟運営の効率化に関する議論へと展開した。以下では、「当事者の陳述の構造化」をめぐる議論とその背景をみたうえで、IT化された民事訴訟における「当事者の陳述の構造化」の具体的内容とその課題を明らかにする。

1 「当事者の陳述の構造化」論とその背景

(1) 「当事者の陳述の構造化」論の展開56

(1) 電子的民事訴訟において「当事者の陳述を構造化する」という考え方を活用しようとする動きは、以前から存在した。その端緒は、1993年にベンダー (Bender) らによって「新たなシュトゥットガルトモデル」という標語のもとに提案された、電子的に支援された民事訴訟の構想である。

かかる提案がなされた背景には、整理不十分な当事者の主張に、裁判官が忙殺されているという問題意識があった。すなわち、裁判官にとっても、弁護士にとっても、記録資料の取捨選択は非常に骨の折れる仕事であり、そのために裁判官は、ときに当事者の重要な主張を見落とし、誤った判断をする危険を抱えているというのである⁵⁷。

ベンダーらは、この問題を解決するために電子的訴訟記録の導入を提案し、 これを前提に民事訴訟における裁判官及び弁護士のすべての行為は、共通の構 成フォーム (ein gemainsamen Strukturmuster) に従って整理されるべきであると

⁵⁶ この項については、拙稿・金沢61巻 2 号213頁以下も参照。

⁵⁷ Schneller/Bender, Der elektronische gestützte Zivilprozeß – Das "Neue Stuttgarter Modell", DRiZ 1993, S.97, 102.

した。この構成フォームは電子データ処理プログラムを活用することを念頭に 作成され、これにより、同じ記録内容が各人の手元に保管され、作業者の必要 とする観点により整理がなされ、また、各当事者の証拠申出、証拠調べの結果 が対比可能となるという58。

(2) もっとも、その当時のITの進展状況からすれば、電子的訴訟記録を導入し、 それをもとにベンダーらの考えを現実に運用できる見込みは低かった⁵⁹。そのた め、「当事者の陳述の構造化」に関する議論は盛り上がりに欠いたが、その後、一 部で重要な展開も見られた。2001年ZPO改正の翌年に、ベンダーらの考えを基礎に、 民事訴訟の改革とデジタル化に関する考察を行ったヘンデル (Hendel) の論稿がそ れであり 60 、この論稿は、後述三2(2)で述べる議論にも影響を与えている。

ヘンデルは、構成テンプレートによる書式化、つまりリラチオンステクニッ クを構成テンプレートに応用し、これに基づき文書を作成することを主張した。 その基本的な考え方はこうである⁶¹。訴状は、複数の機能によって区別されたブ ロック、たとえば、事実主張領域、法的評価の領域というように区別をして構成 されるべきである。各ブロックもまた、二、三の命題及び下位命題で構成されな ければならない。この枠組みに従って答弁もなされることになるが、必要に応じ て新たにブロックを付け加えることもできる。以上のように文書が作成されるこ とにより、何が請求原因事実であり、何について争いがあり、何について争いが ないのかが明らかにされる。そして、電子データ処理を活用することで、たとえ ばリラチオンステクニックに基づく主張整理表が作成可能になるという⁶²。

⁵⁸ Schneller/Bender, DRiZ 1993, S.97, 104.

⁵⁹ Vgl. Zwickel, Struckturierung der Schriftsätzen, MDR 2016, S.988.

⁶⁰ Hendel, Der moderne Zivilprozess zwichen Mensch und Maschine – elektronische Akte, summerisches Verfahren und langfristige Reform des Zivilprozesses - , JurPC Web-Dok, 68/2002, Abs. 1-60.

⁶¹ Hendel, JurPC Web-Dok, 68/2002, Abs. 16.

⁶² Hendel, JurPC Web-Dok, 68/2002, Abs. 16.

(2) 第70回ドイツ法曹大会の決議とその背景

- (1) 議論が低調であった「当事者の陳述の構造化」は、2014年にハノーファーで開催された第70回ドイツ法曹大会を契機に、にわかに注目を集めることになる。この点との関係で重要であるのは、同大会訴訟法部会での二つの決議である。そのひとつが第13号決議である。そのテーゼは、「当事者は、自らの陳述を、事実に関するものと法的評価に関するものとに整理して行うことを義務付ける規定を置くべきである」というものであるが、僅差で採択されている。係告の主張は請求を根拠づける要件を指向し、この原告の主張に対応して被告の主張がなされることに鑑みれば、このテーゼは第15号決議と密接に関係することは明らかだろう。第15号決議のテーゼは、「裁判所は、法的審問を保障するために、主張を階層化するよう訴訟指揮を行う義務がある」というものだが、これも採択されている。そしてこれらの決議に重要な影響を与えたのが、後述三 2(1)で紹介するフォルベルク (Vorwerk) の主張である。
- (2) 第70回ドイツ法曹大会訴訟法部会の共通テーマは「民事訴訟における裁判官—ZPO及びGVG⁶⁸は時代にあったものなのか?」であったが、このテーマからも伺えるように、同大会における上述の決議の背景には、ドイツの法曹、と

^{63 70.} Deutschen Juristentag, Hannover 2014, Beschluss, Abteilung Prozessrecht Nr. 13.

⁶⁴ Beschluss Nr. 13. 結果は、賛成41・反対38であった。

⁶⁵ Vgl. Vogelgesang/Krüger, Legal Tech und die Justiz – ein Zukunftmodell? (Teil 2), jM 2020, S.90, 91.

⁶⁶ Beschluss Nr. 15. 結果は、賛成46・反対30であった。なお、この決議内容を考慮したものと考えられる法改正が2019年になされ、ZPO139条 1 項に「裁判官は、訴訟指揮の措置を通じて、手続を構造化し、訴訟資料を階層化することができる」とする第3 文が付加されている。ただし、決議内容が義務規定を想定していたのに対し、新たに付け加えられた3 文は裁量規定であり、内容的な隔たりが存在することは否めない。この点につき、Gaier, Erweiterte Prozessleitung im Zivilgerichtlichen Verfahren, NJW 2020, S.177, 182を参照。

⁶⁷ なおフォルベルクは、この第70回ドイツ法曹大会訴訟法部会において、この点に関する報告を行っている。

⁶⁸ Gerichtsverfassungsgesetz (裁判所構成法)の略称。

りわけ裁判官の民事訴訟制度に対する不満がある⁶⁹。

ドイツでは、裁判官の執務効率性の点で、少なくとも民事裁判権については明らかに問題があるとの指摘が、以前からとりわけ裁判官サイドからなされていた 70 。というのも、近年、裁判所の新受件数は減少傾向にあるにもかかわらず、平均審理期間は長期化傾向にあるからである。すなわち、2017年4月にEU委員会が行った調査によると 71 、ドイツの第一審民事裁判所の新受件数は、2010年から2015年にかけて住民100人当たり1.9件から1.7件に有意に減少しているにもかかわらず、平均審理期間は184日から190日へと増加している 72 のである。

かかる裁判手続期間の長期化の原因は、何であるのか。——とりわけ裁判官サイドから——従前より指摘されていた原因は、裁判に必要な事実が精選して訴訟に提出されておらず⁷³、その結果、争点整理のために指定された早期第一回期日ないし書面による準備手続は単に書面の交換がなされるだけで終わり、十分な準備もないまま主要期日が行われている⁷⁴というものである。この主張を傍証する実証研究も、現れている。2017年2月に公表された、ベルルマン(Berlemann)とクリストマン(Christmann)を中心とするハンブルクの「法と経

⁶⁹ ただし、このような不満に合理的な理由を見出すことはできないという評価も存在する。この点につき例えば、ハンス・プリュッティング(拙訳)「民事訴訟による真実と正義?|金沢58巻1号191頁以下を参照。

⁷⁰ そのような主張をする現職ないし元裁判官の論稿として、*Gaier*, Richterliche Efficienz, FS Vorwerk, S.79, 80; *Greger*, MDR 2019, S.3429, 3431. 大規模事件との関係でかかる主張をする論稿として、*Vorwerk*, Struktuiertes Verfahren im Zivilprozess, NJW 2017, S.2326. また、先述したベンダーも1990年代に、同様に裁判官執務の効率性に不満を述べている (Schneller/*Bender*, Der elektronische gestützte Zivilprozeß – Das "Neue Stuttgarter Modell", DRiZ 1993, S.97 ff.)。

⁷¹ EU-Justizbarometer 2017; Justiz werden effektiver. 同報告書は、https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/de/IP_17_890で閲覧できる(最終閲覧日:2020年6月17日)。

⁷² また、*Greger*, MDR 2019, S.3429, 3431によれば、地裁で新たに提起された訴えが控 訴審判決に至るまで平均32か月かかり、このうち 4 年以上かかる事件が12%を占め るとのことである。

⁷³ Gaier, Richterliche Efficienz, FS Vorwerk, S.79, 81f.

済学」研究グループによる、裁判における審理期間に影響を与えるファクターを明らかにする調査研究がそれである⁷⁵。この研究では、ハンブルク・ヴァンズベック(Hamburg-Wandsbek)区裁判所の民事事件600件の判決を分析対象として、審理期間の長さに影響を与える要因に関する解析がなされた。その結果、当事者の提出する主張書面の量が要因のひとつといえること、当事者の提出する主張書面が100頁増加すると、審理期間が2.7か月長くなることが明らかにされている⁷⁶。

このように、当事者が提出する書面に裁判に真に必要な事実が整理して記載されていないことが審理期間の長期化の原因のひとつであるとすれば、かかる書面の記載内容に関するルールを設定し、それを遵守させるべきだという考えが生まれることは自然なことである。第70回ドイツ法曹大会の上述した二つの決議は、このような考えを背景とするものと考えられる。

(3) 「当事者の陳述の構造化 | と民事訴訟のIT化

ここまで見てきたように、第70回ドイツ法曹大会における「当事者の主張の構造化」に関する議論は、裁判に必要な事実を整理したうえで主張することを当事者に義務付けることにより、裁判官の執務効率の向上を図ろうとしたことと関係する。このような動きが、電子データ処理プログラムの支援による事件処理の発想と結びつくことは、想像に難くない。権利根拠規定や権利消滅ないし障害規定の要件に該当する事実が整理されて初めて、ITプログラムを用いた

⁷⁴ Vgl. *Greger*, MDR 2019, S.3429, 3432. また、*Lotz*, Qualitätssicherung im Zivilprozess, FS Vorwerk, S.231, 239は、大規模事件において、手続の進行計画をたて、主張を構造化する早期第一回期日が空転し、主張の整理がなされないまま手続が進行することが稀ではないことを指摘している。

⁷⁵ Berlmann/Christmann, 100 Seiten Parteivortrag = 2.7 Monate, Ligal Tribune Online vom 6. 9. 2017. この記事は、https://www.lto.de/recht/hintergrunde/h/verfahrensdauer-zivilprozessrichter-arbeitweise-studie-parteivortrag-vergleiche/で閲覧できる (最終閲覧日:2020年 6月17日)。

⁷⁶ Berlmann/Christmann, Ligal Tribune Online vom 6. 9. 2017.

事件の処理が可能となるからである⁷⁷。

連邦司法・消費者保護省も、ドイツ民事訴訟のIT化の文脈の中で、「当事者 の陳述の構造化|を推進しようとしている78。ZPO130c条は同省に、法規命令を 通じて電子書式 (elektronische Formule)を導入し、構造化され、機械による読 み取りが可能な形式で申立てをするよう規定を設ける権限を与えており、この 命令制定権限は立法理由によると、裁判所との電子的な情報交換の促進に寄与 するものとされる⁷⁹。またZPO130a条 2 項も、電子文書の形式要件につき、法 規命令でこれを定めるものとし、すでに電子的法情報交換命令(以下、「ERVV」 という)が定められている。そして同命令2条3項によると、電子的形式で裁 判所に送付される文書には、構造化され、機械で読み取り可能なデータを、 XML形式により付与されねばならず、付与されるデータの内容として少なく とも、裁判所の名称、当事者等の名称、事件番号、手続の対象、関連する事件 の事件番号等があげられている。もちろん、厳密にいえば、ERVV2条は、当 事者に構造的な事実主張をすることを定めているわけではない。しかし同条は、 裁判所が一定の基本データを自動的に把握できるようにし、電子文書を整理す ることを否定するものではない⁸⁰。とりわけ弁護士は、同条により、裁判所に 構造化されたデータを提出することが義務付けられる。したがって、裁判所と 当事者の間で、電子的手段を用いた事実整理の共同作業を行う基盤はすでに存 在しているものと考えることができる81。このような立場から、連邦司法・消

⁷⁷ この点について詳細は、Breidenbach/Glatz, Rechtshandbuch Legal Tech, 2018, S.199ff (*Breidenbach/Gaier*)を参照。

⁷⁸ この点を指摘する文献として、*Schäfer*, Der strukurierte Parteivortrag im elektronischen Rechtsverkehr, FS Vorwerk, 2019, S. 291, 297.

⁷⁹ BT-Drucks, 17/12634, S.20.

⁸⁰ BR-Drucks. 645/2017, S.17.

⁸¹ このようにいう文献として、*Schäfer*, Der strukurierte Parteivortrag im elektronischen Rechtsverkehr, FS Vorwerk, 2019, S. 291, 298; 連邦司法・消費者保護省が、現行法の枠内で当事者の陳述の構造化を広く推進できるかにつき疑問を呈する文献として、*Köbler*, Strukturierter Parteivortrag — das geht doch sowieso nicht, DRiZ 2018, S.88, 90; *ders*, Und es geht doch: Strukturierter Parteivortrag — ein Werkstattbericht, AnwBl Online 2018. S. 399.

費者保護省は、法が定めた権限を積極的に活用する方針のようである。こ

2 「当事者の陳述の構造化」の具体的内容

(1) 基本モデルーフォルベルクの見解

すでにみたように、第70回ドイツ法曹大会を皮切りに、「当事者の陳述の構造化」をめぐる議論の口火を付けたのは、同大会において報告を行ったフォルベルクである。以後の議論は、このフォルベルクの議論をベースに展開しているため、まず彼の考えを確認しておくことにしよう。そのポイントは、当事者に主張の構造化が義務付けられる特別手続を創設し、この手続の実施を、事件の性質に応じて裁判所が命じることができる点にある。

彼はまず、議論の前提として、主張を構造化すべき特別手続(以下、「構造化された手続(Strukturiertes Verfahren)」という)を新たに設けることを主張する。すなわち裁判所は、この手続に適した事件について、命令で事件をこの手続に付することができ、また大規模事件や両当事者の合意がある場合には、事件をこの手続に付すべきであるという。そしてこれにより、裁判発見が容易となるよう当事者の主張が構造化され、とりわけ大規模訴訟について手続の迅速化が図られるとする⁸³。

以上を前提に、次のようにいう。構造化された手続が命じられた場合、原告は、自らが依拠する請求を具体的にあげ、これを基礎づけるように自らの主張を整理しなければならない。これに対して被告は、原告のした主張の枠組みに従って、答弁をしなければならない。また裁判所は、当事者に対し、その主張を、一定の、場合によっては機械で読み取り可能な、小見出しないしキーワードのみで説明するよう命じることができるとする⁸⁴。

⁸² そのような発言が、2017年 6 月 8 日に開催されたDeutsche EDV-Gerichtstagでなされた旨の報告が存在する。この点については、*Schäfer*, Der strukurierte Parteivortrag im elektronischen Rechtsverkehr, FS Vorwerk, 2019, S. 291, 297参照。

⁸³ *Vorwerk*, Strukturiertes Verfahren im Zivilprozess, NJW 2017, S.2326, 2327.

⁸⁴ Vorwerk, NJW 2017, S.2326, 2327.

(2) 基本モデルの展開とIT化された民事訴訟への応用

(1) 以上のようなフォルベルクの考えは、電子データ処理プログラムの支援による事件処理を必ずしも念頭においたものではない。また、あらゆる訴訟で「当事者の陳述の構造化」を構想するものでもない。この考えを、電子的訴訟記録を導入、電子データ処理プログラムを活用することを念頭に、通常の訴訟において一般的に展開したのは、連邦憲法裁判所裁判官でもあるガイアー(Gaier)である。

その主張は、次のようなものである⁸⁵。まず、弁護士には、自ら選択した請求の基礎となる事実を具体的に主張することが義務付けられ、弁護士に代理された当事者はこれに協力しなければならない。したがって、原告は訴状を、自らの主張を自らの望むように、自由な形式で作成することはできず、求めるべき請求を定め、その要件に該当する事実を述べる形で作成しなければならない。その際に、証拠の提出を要する場合もある。また被告は、訴状で示された枠組みに従い答弁をしなければならず、抗弁事実を整理して主張しなければならない。

そしてこのように書面が作成されることで、コンピュータは、事実主張、ないし法的説明がなされているのはどの部分か、どの点につき争いがあり、どの点に争いがないのか、またどの主張に相手方のどの主張が対応するかを認識することができ、自動的にリラチオンステクニックに従って主張整理表を作成可能となるという⁸⁶。

(2) このようなガイアーの考えに対しては、その後、より電子データ処理の活用に適した形に一部修正しつつ具体化する、いくつかの提案がなされている。 これらはいずれも、電子的なプラットフォーム上での文書作成を想定する ものであるが、そこでの文書は、いずれも複数の入力フィールドで構成され

⁸⁵ *Gaier*, Strukturiertes Parteivorbringen im Zivilprozess, JurPC Web-Doc. 133/2015, Abs. 16 f.

⁸⁶ *Gaier*, JurPC Web-Doc. 133/2015, Abs. 19.

ることを前提とする。そのうえで、原告の事実主張は一定の入力フィールド (Formularfeld)になされなければならず、これに対する被告の応答は、原告によって提出された文書に加筆・修正をする形で、原則として同じ入力フィールドに記載されるものとするという提案⁸⁷や、以上の作業を原告と被告が共同で作成する共同文書の形式で行うべきだという提案⁸⁸がなされている。

これらの提案の特徴は、ガイアーが主張するように、入力フィールドに請求を基礎づける事実を厳密に入力することを要求しない点にある。むしろ、幾分緩やかに、提起された訴えと社会生活上関係する事実を入力することで足りるとし、当事者には、必要に応じて予想される原・被告の主張を入力すること、新たな事実を主張するために新たな入力領域を設定することも認められる 89 。その背後には、生活事実関係に一定の定型性がみられる事件類型であればともかく、さまざまな生活事実関係が想定され、これをもとに複数の請求の成否が問題となりうるタイプの事件については、選択した請求を前提に、それを基礎づける事実の厳密な入力を要求することは必ずしも適切ではないとの認識が存在する 90 。この点は、後述三 3 (3)で再度みることにする。

なお、以上で述べた考え方が実務において十分に運用可能なものであることは、一部研究により確認されている。ヘルベルガー(Herberger)らは、シュパイアー大学の学生らとともに、2017年夏学期に、第二次司法国家試験の事例問題を用いて「当事者による陳述の構造化」の運用実験を行い、それは実際に運用可能であり、また有益なものであると結論付けている⁹¹。

⁸⁷ Zwickel, MDR 2016, S.988, 992; Köbler, DVBI 2016, S.1506, 1510.

⁸⁸ Greger, MDR 2019, S.3429, 3431f. なお、Gregerは共通文書の利用に加えてさらに、電子的事前手続の導入も提案している(S.3432)。

⁸⁹ Zwickel, MDR 2016, S.988, 992; Köbler, DVBI 2016, S.1506, 1510.

⁹⁰ Vgl. Effer-Uhe, Möglichkeiten des elektronischen Zivilprozesses, MDR 2019, S.69, 73; s. a. Prueβ, ZZP 129, S.421, 452.

⁹¹ この実験研究については、Köbler, Und es geht doch: Strukturierter Parteivortrag-ein Werkstattbericht, AnwBl Online 2018, S. 399, 400に報告がある。

(3) 他方、生活事実関係に一定の定型性がみられるような事件類型については、入力項目と内容を事前に厳格に設定した、定型電子フォームのようなものを用いた事件処理も考えられるところであり、現にそのような主張もなされている。かかる見解によると、このような定型電子フォームを活用可能な事件類型としては、たとえば交通事故事件であるとか、合意に基づく離婚事件。あるいは消費者事件。などがあげられる。定型電子フォームを用いた場合、必要な入力領域に必要な情報のみが記載されることから、コンピュータ処理に必要な自然言語への置き換えが著しく容易になる。それゆえ、必要な記載事項の記載を欠く訴えを自動的に却下したりすることが可能となる。など、審判の(一部)自動化の道が開かれることになる。今後の技術の進展次第では、完全に自動的な審判が、本案についてもなされる可能性も、——法的な許容性に関し議論の余地があるとしても、技術的な可能性としては——ありうるところである。。

3 IT化された民事訴訟における [当事者による陳述の構造化 | 論の課題

(1) 前提-「当事者による陳述の構造化」の類型と構造化の準則

三2でみたように、「当事者による陳述の構造化」には、大きく分けて二つの

^{92 「}当事者の陳述の構造化」にかかる議論の先駆けであったベンダーらの議論は、まさに一定の事件類型について、かかる定型電子フォームを活用することを想定したものであった。この点につき、*Schneller/Bender*, DRiZ 1993, S.97, 104ff参照。また消費者事件での定型フォームの活用については、*Fries*, Verbraucherrechtsdurchseztung, 2016, S.128fを参照。

⁹³ Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 73.

⁹⁴ Fries, Verbraucherrechtsdurchseztung, 2016, S.128f.

⁹⁵ Zwickel, Die digitale Strukturierung und inhaltliche Einschließung zivilprozessualer Schriftsätze im Spannungsfeld zwischen Parteiherrschaft und Richtermacht, in: Buchman/ Gläß/Gonska/Pfilipp/Zimmermann, Digitalisierung der gerichtlichen Verfahren und das Prozessrecht (Abk.: Die digitale Struckturierung und inhaltliche Einschließung), 2018, S.179, 191.

⁹⁶ Fries, Verbraucherrechtsdurchseztung, 2016, S.145f.

⁹⁷ Sujeckl, Möglichkeiten des elektronischen Rechtsverkehrs und deren Umsetzung in den Niederlanden, MMR 2007, S.493, 494.

タイプが考えられ、この二つは、構造化をする際の準則(以下「構造化準則」という)の厳格さの度合いにより分岐する。三2(2)(1)で紹介したガイアーの見解はリラチオンステクニックを用いた厳格な構造化を追求するものである一方で、構造化準則を比較的緩やかに設定するのが、同(2)で紹介した理解である。この後者の理解では、おおむね、次のような準則に従った入力が必要とされる⁹⁸。すなわち、①事実説明と法的説明を区別し、事実説明はそのために用意された領域になされること、②一つの領域には一つの事実が記載され、新たな事実については新たな領域が設定されること、③証拠申出は、各事実主張に付属した証拠領域でなされること、④相手方の事実主張は、当該事実領域に直接、加筆・修正をする形で行うこと、または、争う、争わないかをチェック欄に記入し、新たな事実を主張する場合には、新たな入力領域を付加することである。以上を踏まえたうえで、以下では電子データ処理に支援された民事訴訟における「当事者による陳述の構造化」論が抱える課題をみることにする。

(2) 本人訴訟での利用可能性

(1) 電子データ処理に支援された民事訴訟では、プログラムがデータを認識できるようにするために、当事者の主張を構造化することが求められる。そのためには、電子的法情報交換の利用が前提となるが、二3でみたように、これを当事者本人に義務付けることは、デジタル・デバイドが回避できなければ、基本法上、許容されないと考えられる。それゆえ、この場合、すべての民事訴訟について弁護士強制を導入するか⁹⁹、本人訴訟における当事者については、例外的に紙形式での書面の提出を認め、それを裁判官等が手入力等の方法で¹⁰⁰

⁹⁸ Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 72.

⁹⁹ Greger, MDR 2019, S. 3439, 3441.

¹⁰⁰ もちろん紙媒体の書面をスキャンし、その画像データを文字データに変換する方法 もありうるが、現在の技術状況では、正確なデータ変換がなされているかを確認す る手間はなお残る。

コンピュータ入力するといった対応が必要になる。さしあたって現実性が高い のは後者の方法であろうが、この場合にも紙上の情報を、プログラムがデータ 認識できるように整理する必要が生じる。そして、当事者本人にそれを要求す るならば101、次に本人訴訟の当事者に陳述の構造化を求めることがそもそも許 されるのかという問題が浮上することになる。

(2) 中長期的には、ITに疎い当事者に対し、裁判所事務課などで技術的サポー トを施すことや、市民に対してITリテラシー教育を施すことを通じてデジタル デバイドを緩和したうえで、電子的法情報交換を当事者本人に義務付けること も考えられなくない¹⁰²。しかしこの場合においても、本人訴訟において「当事 者による陳述の構造化」を義務付けることは、当事者の裁判利用を著しく阻害 するため適切ではないとの指摘がなされている¹⁰³。すなわち、当事者の陳述を 構造化することを当事者本人に求める場合、当事者は法的知識を必ずしも十分 に兼ね備えているわけではないから、あらかじめ一定の質問を提示し、その質 問に対し回答させる形にならざるを得ない。この点、原告に対してはよくある 生活事実関係をもとにそのような質問を事前に設定することは可能であろう。 しかし、被告側の応答は、それぞれの事案ごとの特性を考慮したものとならざ るを得ず、あらかじめ適切な質問を設定することは難しい。そのような場合に も陳述の構造化を求めるのは、法的知識に乏しい当事者に無理を強いることに なるから、被告側には自由な回答を認めざるを得ない。そのため、陳述の構造

¹⁰¹ もちろん、裁判所がかかる加工を行うことも考えられなくはないが、その場合、当 事者に陳述の構造化を求める考え方の意義はかなり薄くなってしまう。その意味 では、これは過渡的手段といわざるを得ないだろう。現在の実例として、バイエ ルン州ではNormfallマネージャーというソフトウェアを用いて事件処理がなされて いる旨の報告がある (Zwickel, Die digitale Strukturierung und inhaltliche Einschließung, S.179,196参照)。このソフトウェアについては、http://www.normfall.deを参照(最終 閲覧日:2020年6月17日)。

¹⁰² 二3(2)を参照。

¹⁰³ この点を指摘する文献として、Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 73.

化を要求できるよう、区裁判所においても弁護士強制を導入するとともに、当事者の攻撃防御方法がある程度定型化している少額事件については、定型電子フォームを用いた手続を構築することも提案されている¹⁰⁴。

三2 (2)(2)で述べたシュパイアー大学での実証実験においても、当事者による陳述の構造化は弁護士訴訟に限定するか、当事者にとって容易に理解できるオンライン・フォームの存在が不可欠であるとの結果が示されている¹⁰⁵。

(3) 提出原則との関係¹⁰⁶

構造化の準則を緩やかにとらえる理解による場合、当事者が主張をどのように整理するかは、ある程度は当事者の判断にゆだねられる (三2(2)(2))ので、提出原則との抵触は小さい¹⁰⁷。他方で、ガイアーのように構造化準則を厳格にとらえる見解に対しては、事案を整理し、法的に重要な事実を認定するのは裁判官の職責であり、これを弁護士に「代行」させることは、提出原則の後退につながるとの批判がある¹⁰⁸。しかし、事案の整理についての責任は裁判官のみが負うわけではなく、当事者もその責任を負うことは、多くの論者が認めるところであり¹⁰⁹、事案整理の責任分担という意味では、この批判は説得力を有しないであろう¹¹⁰。

むしろ重要であるのは、法的観点の設定に対する当事者の影響力をどの程度

¹⁰⁴ *Greger*, MDR 2019, S. 3439, 3441は、このような発想から、区裁判所でのオンライン 少額訴訟を提案している。

¹⁰⁵ Köbler, AnwBl Online 2018, S. 399, 400.

¹⁰⁶ この点については、拙稿・金沢61巻2号197頁、216頁以下も参照。

¹⁰⁷ Vgl. Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 70.

¹⁰⁸ Hirtz, Die Zukunft des Zivilprozesses, NJW 2014, S. 2525, 2531.

¹⁰⁹ Greger, Kooperation als Prozesmaxime, Gottwald/Greger/Prütting (Hrsg.), Dogmatische Grundfragen des Zivilprozesses im geeinten Europa, 2000, S. 77; Rosenberg/Schwab/Gottwald, ZPO17, § 77 Rn. 5; Koch, Mitwirkungsverantwortung im Zivilprozess, 2013, S. 100; Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 71f.

¹¹⁰ 拙稿·金沢61巻 2号197頁、218頁。

認めるかである111。ガイアーの考え方によれば、原告が裁判官との法的対話な しに手続開始段階で選択した請求を基礎として、それを根拠づける事実を正確 に主張することが当事者に義務付けられる。それゆえ裁判所が、原告の選択し た法的観点と異なる法的観点により、訴えが認められると考えた場合、裁判所 の考える法的観点を基礎づける事実が原告により主張されていないといった事 態が生じる可能性がある112。そのためこのような場合には、事案の解明につき 当事者と裁判所の協力が必要であるという立場から、裁判所は当事者に対し、 法的観点につき適切な指摘をなすべきであるとの主張もなされている113。

四 おわりに

以上、本稿では、ドイツにおける電子的民事訴訟への動きを踏まえたうえで、 IT化された民事訴訟において、当事者に陳述の構造化を義務付ける考え方が主 張された背景とその内容、課題についてみてきた。ここで、以上の検討結果を 簡単にまとめたうえで、わが国において電子データ処理プログラムを活用した 争点整理を構想するうえで、かかるドイツの議論から何を学び取ることができ るかを考察することにする。

1 まとめ

民事訴訟のIT化に関する一連の立法により、ドイツの弁護士訴訟は、基本的 に、紙媒体による法的情報のやりとりや処理から、電子的手段によるそれに置 き換わる。効率的な訴訟の実現のため、法は、訴訟における紙形式と電子形式

¹¹¹ この点を指摘する文献として、Zwickel, Die digitale Struckturierung und inhaltliche Einschließung, S. 183; Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 72.

¹¹² Vgl. Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 72. この点は手続を一部自動化し、入力領域に必要事 項が入力されているかを自動的に審査する方途を開いた場合には、より問題が顕在 化しうる。

¹¹³ Gaier, JurPC Web-Dok. 133/2015, Abs. 16; Effer-Uhe, MDR 2019, S.69, 72; Zwickel, Die digitale Struckturierung und inhaltliche Einschließung, S. 183.

の混在を可能な限り回避しようとしているが、本人訴訟との関係で区裁判所の 手続では、デジタル・デバイドに配慮する必要から、必ずしもこれを貫徹でき ていない。

従前より問題とされていた審理期間の長期化に対するひとつの対策として、第70回ドイツ法曹大会で「当事者の陳述の構造化」に関する提案がなされたが、これは、同様に裁判の長期化に対する対策となりうる民事訴訟のIT化の動きと結びつき、さまざまな議論がなされている。その中には、リラチオンステクニックに従い、構造化準則を厳格にとらえる理解もあるが、この理解による場合、事案の多様性に即した処理が難しい。そのため、社会生活上の事実関係を基礎とした緩やかな構造化準則を設定し、入力領域の追加も認める考え方も主張されている。また、定型的な生活事実関係が問題となる事件類型については、定型電子フォームを活用する提案もなされている。

定型的な生活事実関係が問題となる事案類型でない場合、本人訴訟での当事者の陳述の構造化の義務化は、法的知識に乏しい当事者に要求するのは困難である。それゆえ、その義務化を実現するために、区裁判所でも弁護士強制主義を採用すべきであるとする主張も存在する。本人訴訟での義務化の余地は、本人へのサポートがない場合、生活事実関係の定型性が問題となり、定型電子フォームが活用できる事件に限られるだろう。

2 わが国への示唆

(1) まず、以下での議論の前提として、日独の間に存在する争点整理手続の制度ないし運用上の差異にもかかわらず、「当事者の陳述の構造化」を検討する 意義を、再度確認しておきたい。

すでにみたように、ドイツにおける当事者の陳述の構造化を義務付ける主張 の背景には、整理不十分な形で当事者の主張が訴訟の場に持ち込まれているこ とで、早期第一回期日ないし書面先行手続が空転し、審理期間が長期化してい るという事情があった。わが国でも、争点整理手続の中核である弁論準備手続 が、本来期待されていた役割を果たしておらず、単に準備書面の交換の場に堕してしまっているとの指摘がなされているが¹¹⁴、その要因には様々なものが考えられ¹¹⁵、また両国の実務慣行の違いも考えれば、争点整理手続が空転する理由は両国で必ずしも一致するとは限らないであろう¹¹⁶。その意味では、ドイツの実務上の問題意識から生まれた「当事者の陳述の構造化」の議論は、わが国の民事訴訟とは縁遠いようにも映る。

しかし、電子データ処理プログラムの支援が、争点整理の実効化に寄与しうるとの期待が存在することは、すでに一(2)でみたところである。そして、かかる支援を活用した民事訴訟を構想する場合、訴訟におけるデータは、かかるプログラムで処理可能なものである必要がある。それゆえこの場合、当事者に対し、かかるプログラムによって処理可能な形にその主張を整理(構造化)するよう義務づけることができるかが問題となり、ここに「当事者の陳述の構造化」論を検討する意義が認められる。

(2) では、わが国において電子データ処理プログラムを活用した民事訴訟、 とりわけ争点整理手続を構想する場合、われわれはドイツにおける議論から何

¹¹⁴ たとえば、笠井正俊「口頭弁論の現状と課題」法時83巻7号(2011) 29頁以下、田原 睦夫「民事裁判の再活性化に向けて」金法1913(2011) 1 頁以下、垣内秀介「民事訴訟の審理をめぐる問題状況―現行民事訴訟法施行20年を振り返って」論究ジュリ24号(2018) 6 頁以下など。

¹¹⁵ 弁論準備手続における口頭審理を阻害する要因については、山本和彦「争点整理手続の過去、現在、未来」高田裕成=山本弘=山本克己=松下淳一=畑瑞穂編『民事訴訟法の理論(高橋宏志先生古稀記念論文集)』(2018・有斐閣)767頁、785頁以下参照。

¹¹⁶ 早期第一回期日は、比較的簡易な事件や早期解決を要する事件での利用を主に念頭においているようであるが (Adolphsen, Zivilprozessrecht, 5.Aufl. § 9 Rn. 29)、大規模訴訟で早期第一回期日が用いられることもあるようである。この場合、大量の主張書面が提出されることから、主張が構造化される必要性が大きい (Vgl. Lotz, Qualitätssicherung im Zivilprozess, FS Vorwerk, S. 231, 239f.)。他方で書面先行手続は、原被告間での書面の交換を中心とするものであり、弁論準備手続のように口頭議論を想定していない。それゆえ、争点整理の際に主張の構造を明らかにする意味が相対的に大きいのではないかと推測される。

を学ぶことができるだろうか。

- (a) まず、そもそもの前提として、電子データ処理に支援された訴訟の実現を図るためには、当然のことながら、デジタル・デバイドを解消するための技術的サポート制度を用意しておく必要がある。電子データ処理に支援された訴訟では、紙形式と電子形式が混在することは避けるべきである(=3 (1)参照)から、取りまとめや研究会報告書の基本的方向性がそうであるように 117 、最終的な目標としてはe提出の完全義務化を目指すべきである。他方、e提出の完全義務化が、当事者の裁判所へのアクセスを後退させることは、当然、許されない(=3(2)参照)。それゆえ、取りまとめ 118 および研究会報告書 119 でも指摘されていることではあるが、技術面での本人サポート制度の構築が極めて重要である。
- (b) 次に、電子データ処理に支援された訴訟を十分に機能させるためには、 当事者に陳述の構造化を義務づける必要があるが、いかなる場合にもそれを要求できるのか、またどの程度の構造化を求めうるのかが問題となる。

この点かかる義務付けは、生活事実関係が定型的な事案類型の場合には、問題が少ない。被告の攻撃防御の態様も定型的であることが多く、適切な設問を事前に設定することが可能だからである(三2(2)(3)参照)。このような類型については、定型電子フォームを活用することが考えられてよいだろう。その場合、どのような事案類型において定型電子フォームが活用可能か、具体的な検討が必要である。

他方、上記以外の事案類型では、構造化に際して、当事者に入力態様につき、 一定程度の自由を認めざるを得ない。ドイツでは、主張を厳格に構造化するこ

¹¹⁷ 前述一(2)を参照。

¹¹⁸ 取りまとめ14頁参照。

¹¹⁹ 研究会報告書11頁参照。

¹³⁸ 金沢法学63巻1号(2020)

とを要求し、リラチオンステクニックに照らして必要な事実以外を主張することを認めないという立場に対しては、事案ごとの生活事実関係の多様性を適切に手続に反映することができないといった批判がなされていたところである(三2(2)(2)参照)。この点、争点整理をするうえで、対象となる事実を最初から絞り込みすぎることは、事案によっては真の争点を確定するうえで必ずしも適切とはいえない。したがって、訴えにかかわる生活事実関係をベースに入力フィールドへの入力を義務づける理解が適切であろう。そのような形で主張の構造化をすれば、電子データ処理プログラムを用いて暫定的争点整理表を作成することが可能となる。これが実現すれば、裁判官はより短時間でよりよく事案を把握し、口頭議論に際して、当事者により適切な情報提供が可能となり、議論の活性化が期待できる。また、口頭議論の結果を暫定的争点整理表に反映させるようにすれば、裁判所・当事者双方との間での争点整理の結果についての認識の齟齬を小さくすることにもつながるのではないだろうか「20。このような意味で、ITに支援された争点整理は、弁論準備手続に期待される本来の機能を回復するうえで有用であるように思われる「21。

もっとも、生活事実関係をベースに入力フィールドへの入力を義務づけるとしても、入力に際し当事者には一定の法的理解が必要である。それゆえドイツでは、本人訴訟における当事者に主張の構造化を義務付けることが許されるのかが問題とされている¹²² (三3(2))。この点は、入力フィールドに適切に必要な事実を入力することが当事者には難しいという意味では、わが国でも基本的には同じことがいえる。ところで、たとえば弁論準備手続においても口頭で適

¹²⁰ 山本(和)・高橋古稀・785頁以下では、弁論準備手続が本来想定された機能を果たしていない理由として、裁判官の心証開示が不十分であるため、口頭での議論が活性化しないこと、弁論準備手続の結果が明確化されないため、これを真剣に行う意欲が関係者から削がれていることなどをあげている。ITに支援された争点整理はこれらの問題への対応策ともなりうるのではないだろうか。

¹²¹ 争点整理における口頭議論の重要性については、たとえば、山本和彦編『民事訴訟 の過去・現在・未来』(2005・日本評論社) 101頁 [那須耕平発言]を参照。

¹²² 構造化準則を厳格に理解する場合は、なお一層問題は顕在化する。

切に整理された主張をするには、本来、当事者に一定の法的理解が必要であるはずであり、この点はすでに本人訴訟における争点整理の現在問題としても指摘されている¹²³。それゆえ、本人訴訟において陳述の構造化を義務づけるのであれば、本人に対する法的サポートも必須であるが、この問題はITによって支援された民事訴訟に特有の問題というわけではなく、むしろ本人訴訟そのものが抱える問題ということができる。したがって、民事訴訟のIT化を契機として本人訴訟のあり方をいま一度考察する必要があるように思われる。

(c) 電子データ処理プログラムに支援された民事訴訟の実現には、まだ幾分の時間を要するかもしれない。しかし、将来的にITの特性を最大限活用した民事訴訟の実現を模索するのであれば、当事者にコンピュータへ一定の形式で自らの主張を入力することを要求した場合に生じうる問題を予め考察しておくことは重要である。かかる観点から民事訴訟のIT化をみたとき、デジタル・デバイドを解消するための技術面での本人サポートはもちろん必要であるが、法的側面での本人サポートの重要性も看過すべきでない。弁護士強制主義を採用することが現実的ではないとすれば¹²⁴、「本人訴訟支援センター」のようなシステムを設ける¹²⁵ことが重要ではないだろうか。

¹²³ 本人訴訟が争点整理手続の桎梏となっている点を指摘する文献として、伊藤眞「シンポジウム基調講演 市民が求める民事裁判を目指して」判タ1455号(2019) 35頁以下がある。

¹²⁴ 伊藤・判タ1455号・36頁は、当面の立法課題とはなりえないという。

¹²⁵ 民事訴訟のIT化の文脈においてではないが、このような構想を主張する文献として、遠藤賢治「本人訴訟における審理手続と本人への支援のあり方」判時2287号 (2016) 5 頁、9 頁がある。傾聴に値する。それが難しければ、いくら効用が認められようとも、本人訴訟で、本人に主張の構造化を求めることはできないだろう。